



介護保険 住宅改修費の支給サービス

を利用されるみなさまへ

要介護認定を受けている人が住んでいる住宅の段差を解消したり、廊下、トイレや風呂場に手すりを付けるといった小規模な改修に対して支給されます。

支給までの流れは、事前に町に申請書を提出し、審査を受けて許可が下りてから工事を実施します。工事が完了利用者はいったん費用の全額を支払った後で、自己負担分(所得に応じて1割～3割)を差し引いた額を請求する手続きとなります。

○支給限度基準額 20万円

例1) 工事費総額が20万円、利用者の自己負担割合が2割の場合・・・支給額16万円

例2) 工事費総額が10万円、利用者の自己負担割合が1割の場合・・・支給額 9万円

○住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 床段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 和式便器から洋式便器への便器の取替え
- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

○住宅改修費の支給を受けるための手続き

① ケアマネジャー等に相談



② 住宅改修費支給申請書の提出

添付書類

①住宅改修が必要な理由書

②工事費見積書(※)

③日付の入った改修前の写真

④改修後の完成予定の状態がわかるもの

⑤住宅所有者の承諾書



③ 審査・許可



④ 工事施工→完成



⑤ 住宅改修完了届の提出

添付書類

①領収書

②工事費内訳書

③日付の入った改修後の写真



⑥ 住宅改修費の支給



住宅改修費の補助は、在宅サービスです。入院中に退院後の住宅についてあらかじめ改修することはできませんが、支給は退院後になります。改修後に退院しないことになったり、施設等に入所になった場合は支給されません。

※工事費の見積もりは、介護保険の住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりで、その内訳が分かるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものがが必要です。

<お問い合わせ先>

信濃町住民福祉課 福祉・介護保険係 ☎026-255-4214 (直)

(参考) 住宅改修の見積様式

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠	
						数量	単位	単価	金額		
				(材料費)							
				(施工費)							
						小計					
						諸経費					
						合計					
						消費税					
						総合計					

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること